

町民の皆様へ

## 緊急事態宣言の延長について

5月4日、政府にて緊急事態宣言に関し、全都道府県を対象としたまま5月31日まで25日間延長されましたが、佐賀県を含む特定警戒都道府県以外の地域は、地域の実情に応じて、外出自粛要請や休業要請を一部緩和されることになりました。

この決定を受け、知事からは、全面外出自粛から、段階を追って社会経済活動を再開していくという佐賀県の方針が示されました。

本町におきましては、隣県の福岡県で感染者が確認されて以降、各種イベントの自粛や施設の利用制限、町立学校の休校といった対策を講じてきており、この間、町民の皆様には大変なご不便をおかけしてきたところです。

県からは、経過観察という方針が示されたところですが、隣接する久留米市で感染者が増加していることなどを考慮した場合、県境に位置する本町にとっては未だに予断を許さない状況が続いているものと考えておりますので、町としては、県の要請を踏まえながら、引き続き対策を講じていきます。

今しばらくご不便をおかけすることになりますが、ご家族やご友人の方などの健康と命を守るため、そして、平穏な日常を取り戻すため、今後ともご協力をお願いいたします。

なお、これまで、町民の方や町内の団体、町内外の事業者の皆様方からマスクや消毒液といった多くの寄贈をいただいております。

町の備蓄にも限りがある中、今回のご厚意により、町内の学校や医療・介護施設、保育施設等といった多くの施設への配布が可能となりました。心より感謝申し上げます。

また、町民の方や町内の団体の方々からいただいた手作りマスクについては、南花園や保育園、幼稚園に配布させていただきましたが、お使いの方は、手作りのぬくもりを感じ、心が癒されていることと思います。

このような町民の方同士で助け合うようなご支援は、町としても大変心強いことでもあります。

今後も町民の皆様のお力をお借りしながら、町としても全力で取り組んでいきますので、ご支援、ご協力お願いいたします。

令和2年5月7日

みやき町長 末安 伸之

## 佐賀県の緊急事態措置について

### 緊急事態宣言延長を受けた佐賀県の方針

緊張感を保ち、感染拡大防止を第一としつつ、  
全面外出自粛から、段階を追って社会経済活動を再開（経過観察）

#### ◎『自粛要請』から『自制』へ

対策が長期化する中、全面外出自粛要請ではなく、段階を追って社会経済活動を再開します

買い物のキャッシュレス化など、感染拡大予防のため、「新しい生活様式」（自制型）を採り入れていきます

#### ◎クラスターの発生阻止

短期間に感染拡大するクラスターを阻止することに全力を尽くします（特に、医療・介護現場）

介護施設の職員等の感染症対策へのさらなる意識向上を図ります

#### ◎状況に応じ、臨機応変に対応する

**状況が変わった場合には、再度の外出自粛要請や休業要請を含め、状況に応じた緊急対策を躊躇なく講じます**

#### ○休業要請

5月6日をもって休業要請は終了

（※接待を伴う飲食店（横などに付いて接待を行う店）等は、5月20日まで）

##### 【営業に際してのお願い】

- ・3密を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとるなど、感染対策の徹底をお願いします。
- ・業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止対策をお願いします。

#### パチンコ店に関して

県と佐賀県遊技業協同組合との合意事項（不定期に県が確認することも合意）

##### 【感染症対策】

常時、出入口を開放し換気を実施・各出入口に消毒液の設置・台間パーテーションもしくは遊技機2台に1台を稼働させる間引き営業・客が入れ替わる度の遊技台消毒、客のマスク着用義務・集客を目的とする広告宣伝の自粛

##### 【県外からの来訪対策】

以下のいずれかを全ての店舗で実施するよう組合から強く指導

- ・県外ナンバー車両の駐車場への入場制限
- ・店舗入口での身分証確認の上、県外在住者の店内への入場制限
- ・ホール会員以外の客の入場制限（新規会員登録は身分証で県内在住確認）

## ○イベントの開催

県内イベントについては、できるだけ少人数とし、以下の条件を満たしてください

- ・ 3密の回避を徹底（室内の換気。1つずつ席を空けるなど人と人との間隔を空ける）
- ・ 適切な感染防止対策（マスクの着用、手指消毒設備の設置など）
- ・ 大声での発声、歌唱や声援、近接した距離での会話等が想定されないこと など

## 県有施設に関して

県有施設は、感染防止対策を徹底したうえで5月11日（月）から再開

吉野ヶ里歴史公園、県立図書館、波戸岬・北山キャンプ場、黒髪・北山・波戸岬少年自然の家 など

## ○県立学校

5月14日（木）から再開

学校は子どもたちにとって大切な成長の場であり、長期間の休校による子どもたちの心身への影響が危惧されます。

新型コロナウイルス感染症のリスクを学校現場とも共有し、対策を徹底したうえで再開します。

- ・ 感染防止策の徹底、3密の回避
- ・ 体調不良の場合に無理をせず、申し出しやすい環境づくり
- ・ 児童生徒・教職員の感染が確認された場合の対応をルール化
- ・ 感染予防のために休んでも欠席扱いしない
- ・ 新型コロナウイルス関係で誹謗中傷やいじめが起こらない学校をつくる

## ○県民の皆様へ

県境をまたいでの移動は極力控え、  
「新しい生活様式」（自制型）を意識しましょう

外出はマスクを着用し、3密を避けて過ごす

- ・ 買い物：支払いはキャッシュレス決済
- ・ 会食：献盃・返盃をやめましょう
- ・ 通勤：テレワーク・時差出勤・自転車通勤等の工夫を
- ・ 銀行、郵便局：手続きは、混んでいる時間帯を避けて
- ・ 公園で遊ぶ：公園はすいた時間、場所を選ぼう
- ・ ジョギング：少人数で走ろう。すれ違うときは距離を取るマナー

家に帰ったら、まず手や顔を洗いましょう

## みやき町の決定事項について

令和2年5月7日現在

施設名等	担当課等	決定事項等
町内小中学校	学校教育課	5月14日から再開
社会教育・社会体育施設（屋内）	社会教育課	5月14日から町内利用者のみ利用可
社会体育施設（屋外）	社会教育課	5月11日から町内利用者のみ利用可
図書館	社会教育課	5月14日から町内利用者のみ利用可
B&G海洋センター	社会教育課	5月11日から町内利用者のみ利用可
みやキッズパーク	子ども未来課	5月14日から町内利用者のみ利用可
福祉バス	社会福祉 協議会	一般利用については、当分の間、使用 中止

※上記の対応策については、主な施設等の開設状況を記載しています。

行事、イベント等の開催に関しては、関係者への通知等でお知らせします。

**また、感染者の発生等により再度の利用停止を含め、緊急対応を行う場合があります。対応が変更になる場合には改めてお知らせします。**

### ニセ電話詐欺に注意！！

今年の4月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に便乗して、警察官や保健所の職員、市町職員を名乗りお金をだまし取ろうとするニセ電話詐欺が全国的に多発し、佐賀県内でも同様の電話がかかっています。

このような電話がかかってくれば、一度電話を切って、電話の相手に安易に個人情報をお教えせず、必ず家族か警察に相談してください。

鳥栖警察署 生活安全課 0942-83-2131

## **みやき町新型コロナウイルス感染症に関連する総合相談窓口**

電話での相談受付 総務課 電話 0942-89-1651

各庁舎の相談受付 住民窓口課（中原庁舎）、北茂安総合窓口課、三根総合窓口課

受付時間 平日8:30~17:15

### 総務課からその他のお知らせ

○全国瞬時警報システム(Jアラート)全国一斉情報伝達訓練実施のお知らせ

下記の日程にて防災行政無線を活用した全国一斉情報伝達訓練が実施されますので、ご理解と御協力をお願いします。

- ・試験放送日時（防災行政無線） 令和2年5月20日（水）午前11時放送
- ・試験放送内容 「これは、Jアラートのテストです。（3回繰り返し）」

みやき町役場 総務課

0942-89-1651